

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件七件 二六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件五件 二六
- 国土調査として指定した件 二九
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三〇

告 示

福島県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品福島西店 福島県福島市泉字下鎌二十九の一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後）1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

- 三 変更した年月日
平成十七年六月三日
- 四 届出年月日
平成二十四年三月二十三日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品福島南店 福島県福島市鳥谷野宮畑五十一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後）1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

- 三 変更した年月日
平成十七年四月八日
- 四 届出年月日
平成二十四年三月二十三日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八の三ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後） 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

三 変更した年月日

平成十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十四年三月二十三日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一の一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後） 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

三 変更した年月日

平成十六年十二月二十三日

四 届出年月日

平成二十四年三月二十三日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後） 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文
福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

三 変更した年月日
平成十七年三月二十五日

四 届出年月日
平成二十四年三月二十三日

五 届出をした者
株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 有限会社おもちゃの店さいとう

代表取締役 斉藤 哲夫

福島県白河市昭和町百五十六番地

株式会社柏屋

代表取締役 本名 幹司

福島県郡山市富久山町久保田字宮田百二十七番地五

(変更後) 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 有限会社おもちゃの店さいとう

代表取締役 斉藤 哲夫

福島県白河市昭和町百五十六番地

3 株式会社柏屋

代表取締役 本名 幹司
福島県郡山市富久山町久保田字宮田百二十七番地五

4 有限会社西吾妻ブナ林本舗
代表取締役 佐藤 邦男
福島県耶麻郡北塩原村大字松原字小野川千八十二番地十二

三 変更した年月日
平成十七年七月二十二日

四 届出年月日
平成二十四年三月二十三日

五 届出をした者
株式会社カワチ薬品 有限会社遠藤商事

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品泉店 福島県いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

(変更後) 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 有限会社西吾妻ブナ林本舗

代表取締役 佐藤 邦男

福島県耶麻郡北塩原村大字松原字小野川千八十二番地十二

三 変更した年月日
平成十七年八月二十六日

四 届出年月日
平成二十四年三月二十三日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

福島県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル矢野目店 福島県福島市南矢野目字菅原五十番十五ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年四月二日次のとおり指定した。
平成二十四年四月六日

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市湊町大字共和の一部

三 調査期間

平成二十四年四月二日から平成二十五年三月三十一日まで

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

公 告

公告第八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、
移南地区に係る県営広域営農団地農道整備事業の工事は平成二十四年三月二十三日完了
したので公告する。

平成二十四年四月十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)